



令和7年度 国有財産監査の結果

(中国財務局)

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、監査を実施。

令和7年度における監査結果

- 国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態等の監査を実施。
- 中国財務局においては、37件の監査を実施し、4件（10.8%）について問題点を指摘。
 - ＜指摘内容＞
 - ・ 庁舎等の有効活用：-件
 - ・ 庁舎等の借受解消：1件
 - ・ 用途廃止・引継：-件
 - ・ 財産管理の不備：3件

令和7年度 監査結果一覧表

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指 摘 類 型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

令和7年度 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	b	法務省	山口地方検察庁	一般	—	長門区検察庁	山口県長門市	借受庁舎である長門区検察庁は、職員非常駐でかつ直近の使用実績がないことから、借受解消を含めた検討を行う必要がある。
2	d1	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	出雲維持出張所	島根県出雲市	出雲維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
3	d2	財務省	広島国税局	一般	—	出雲地方合同庁舎	島根県出雲市	出雲地方合同庁舎は、敷地内に設置されている自動販売機の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
4	d2	法務省	松江地方法務局	一般 労働保険	— 労災・雇用	益田地方合同庁舎	島根県益田市	益田地方合同庁舎は、一般会計である土地に労働保険特別会計である工作物を設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。

平成23～令和6年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

監査指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して、処理促進を図るためフォローアップを実施している。

各年度における指摘事案の件数は、累計で190件であり、このうち是正・改善が図られた件数は、161件となり、進捗率は84.7%となった。

今後も、引き続き是正・改善の処理促進のためにフォローアップしていく。

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等(令和7年度末時点) ≫

(単位:件)

	計	指摘年度ごとの内訳													
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A 監査指摘	190	23	12	34	17	20	10	8	14	8	10	10	11	4	9
B 是正実績	161 (5)	23	11	30	17	19	6	8	10	5	7	9	9	2	5 (5)
C (A-B) 処理未済	29	0	1	4	0	1	4	0	4	3	3	1	2	2	4
D (B/A) 進捗割合	84.7%	100%	91.7%	88.2%	100%	95.0%	60.0%	100%	71.4%	62.5%	70.0%	90.0%	81.8%	50.0%	55.6%

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和7年度中の是正実績